

後期高齢者医療制度のお知らせ

被用者保険の被扶養者であった方へ……………

会社などに勤める子供さんなどに扶養されていた方は、平成20年10月から初めて後期高齢者医療制度の保険料を納めていただきます。

保険料の負担が急に増えないように制度に加入してから2年間は、均等割額を5割軽減し、所得割額の負担はないという特別の軽減が行われます。

さらに、平成20年度については、次の特別の軽減措置が行われます。

被用者保険とは、政府管掌健康保険、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険をいいます。
(国民健康保険は除きます。)

……………平成20年度の特別の軽減措置……………

平成20年度に限り、4月から9月までは、保険料の負担はなく、10月から翌年の3月までは本来の保険料(均等割額)を9割軽減し、1割負担になります。

この結果、年額2,100円になります。

適用期間		軽減内容	
		均等割額	所得割額
特例	平成20年4月～9月まで	負担なし	負担なし
	平成20年10月～平成21年3月まで	9割軽減	負担なし

問い合わせ 対馬市 福祉保健部 長寿支援課 0920-58-1117

：後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いについて：

〈後期高齢者医療制度〉

1人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方は、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書等によりお支払い頂いている方の保険料も、同程度軽減されます。

保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払い頂くこととしています。

次の方は、10月から、年金からのお支払いに替わります。

①被用者保険の被保険者であった方

(納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。)

②被用者保険の被扶養者であった方

(初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。

10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。)

ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払い頂くこととなります。

年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方

介護保険の保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方

後期高齢者医療制度の保険料の年金からのお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。

保険料の納付方法を口座に変更した世帯主または配偶者には、社会保険料控除が適用されます。

また、年金からの天引き(特別徴収)される方は、本人に社会保険料控除が適用されます。
くわしくは、対馬市役所 長寿支援課 0920(58)1117へ、お問い合わせください。



資源ごみの持ち去り防止について

環境衛生課コーナー

市では月2回、段ボール、古紙、アルミ缶などの資源ごみの回収を実施していますが、市の委託回収業者が回収する前に無断で持ち去る行為が横行しており、厳原地区を中心に市民の皆さんからの苦情が寄せられています。このような行為は、市の分別排出ルールを守って、市の指定袋によりごみを出される市民の努力を無にする行為です。市民の皆さんから出された資源ごみは、資源物として売却され、市の貴重な財源となっています。資源ごみの持ち去りを防止するため、市では早朝パトロールを実施するなどの取り組みを行っています。今後も引き続き、関係機関と協議しながら、条例化等の有効な対策を検討していきたいと考えていますので、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

また、集積かご等が設置されている地区については、集積かごに確実に入れ、持ち去り防止にご協力ください。なお、市の委託業者の収集車には、「対馬市委託指定業者」の表示をしています。

環境衛生課 (0920)53-6111

裁判員制度

Q & A [9]

平成21年5月21日から始まる裁判員制度について解説します。
あなたも裁判員に選ばれるかも！

裁判員になった場合、その事件が取り上げられたらテレビのニュースを見たり、新聞の記事を読んだりしてはいけませんか？

A 帰宅された後は普通の生活に戻るので、テレビを見たり新聞を読んだり、新聞の記事を読んだりしてはいけませんが、テレビを見たり新聞を読んだり、あくまで法廷で示された証拠だけに基いて判断していただくことには、証拠だけに基いて判断が裁判員にできるのでしょうか。(マスコミ報道で予断が植えつけられているのではないのでしょうか。)

A 裁判員制度の対象となる重大事件は、テレビのニュースや新聞といったマスコミに取り上げられることが多いと思います。そのような報道により、事件についての感想などを抱くことがあるかもしれませんが、しかし、裁判員は、そのような情報によって判断するのではなく、法廷で見たり聞いたりした証拠のみによって判断していただく必要があります。また、被告人の有罪無罪の判断や有罪の場合にどのような刑をするかという判断は、他の裁判員や裁判官と一緒に証拠に基づいて議論をする中で決めていくこととなりますので、そのような議論を通じて、その事件について抱いていた先入観も解消されると思います。もちろん、裁判長や他の裁判官も、この論議の中で、証拠以外の情報に基づく意見があった場合には、それが証拠に基づくものではないことを指摘するなどして、裁判員の証拠に基づいて判断いただけるように努めることとなります。

【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けています。職場や学校、地域の集まりの場にも出向きますので、お気軽にお申し込みください。

長崎地方裁判所厳原支部 0920(52)0067

「じんけんは21世紀のキーワード」

11月11日～12月10日は
長崎県同和問題啓発強調月間です。
同和問題を正しく理解しましょう。

長崎県・長崎県教育委員会 問い合わせ 095-824-1111